3　1及び2に規定する場合のいずれの場合においても、それぞれの事業者の責任は、第四条の規定に従って当該事業者に適用される責任の額を超えないものとする。

4　1から3までの規定に従うことを条件として、同一の事業者の複数の原子力施設が一の原子力事故に関与する場合には、当該事業者は、関係するそれぞれの原子力施設について、第四条の規定に従って当該事業者に適用される責任の額まで責任を負う。施設国は、1の規定の例により、利用可能とする公的資金の額を制限することができる。

第八条　国内法令に基づく賠償又は補償

1　この条約の適用上、賠償又は補償の額は、原子力損害の賠償又は補償のための手続において裁定される利息又は費用を考慮することなく決定する。

2　施設国外において生ずる損害の賠償又は補償は、締約国間で自由に移転することができる形態で提供する。

3　国の又は公的な健康保険、社会保険、社会保障、労働者災害補償又は職業病補償の制度が原子力損害の補償を対象とする場合には、当該制度の受益者の権利及び当該制度に基づく求償権は、当該制度を設けている締約国の国内法令又は当該制度を設けている政府間機関の規則により決定する。

第九条　消滅の期間

1　この条約に基づいて賠償又は補償を請求する権利は、原子力事故の日から十年以内に訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、施設国の法令により事業者の責任が十年よりも長い期間保険その他の金銭上の保証又は国の資金により担保される場合には、権限のある裁判所が属する国の法令は、事業者に賠償又は補償を請求する権利が十年よりも長い期間（施設国の法令により事業者の責任が担保される期間を超えないものに限る。）の後に消滅することを定めることができる。

2　原子力損害が、原子力事故の時点において、盗取され、紛失し、投棄され、又は遺棄されていた核物質が関与する原子力事故により生ずる場合には、1の規定に従って定められる期間は、当該原子力事故の日から起算する。ただし、1に規定する法令が適用される場合を除くほか、当該期間は、いかなる場合にも、核物質の盗取、紛失、投棄又は遺棄の日から二十年を超えないものとする。

3　権限のある裁判所が属する国の法令は、消滅又は時効の期間について、原子力損害を受けた者が損害及び損害について責任を負う事業者を知った日又は知り得た日から三年以上の期間を定めることができる。ただし、当該期間は、1及び2の規定に従って定められる期間を超えてはならない。

4　締約国の国内法令は、消滅又は時効の期間について原子力事故の日から十年を超える期間を定める場合には、当該原子力事故の日から十年以内に提起された人の死亡又は人的な損害についての請求を公平かつ適時に満たすための規定を含むものとする。

第十条　求償権

国内法令は、次に掲げる場合にのみ、事業者が求償権を有することを定めることができる。

(a)　書面による契約によりその旨が明示的に定められる場合

(b)　原子力事故が、損害を生じさせることを意図した自然人の作為又は不作為により生じた場合において、当該自然人に対して求償するとき。

第十一条　準拠法

この条約の規定が適用される場合を除くほか、原子力事故により生ずる原子力損害の賠償又は補償の性質、形態、範囲及び公平な配分は、権限のある裁判所が属する国の法令により規律される。

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

CONVENTION ON SUPPLEMENTARY COMPENSATION FOR NUCLEAR DAMAGE

THE CONTRACTING PARTIES,

RECOGNIZING the importance of the measures provided in the Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage and the Paris Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy as well as in national legislation on compensation for nuclear damage consistent with the principles of these Conventions;

DESIROUS of establishing a worldwide liability regime to supplement and enhance these measures with a view to increasing the amount of compensation for nuclear damage;

RECOGNIZING further that such a worldwide liability regime would encourage regional and global co-operation to promote a higher level of nuclear safety in accordance with the principles of international partnership and solidarity;

HAVE AGREED as follows: